

諮問書 JPRS-ADV-2004001 に対する答申骨子（案）

JP ドメイン名の登録管理業務において、新規登録、登録更新、廃止の 3 つの手続は、登録状態を管理するための最も基本的な手続である。JP ドメイン名の公平・中立な登録管理業務遂行のため、これらの手続については明確に規定され、それに基づいて厳密に運用することが必要である。

しかし、JP ドメイン名の登録管理業務は登録者と指定事業者とレジストリの三者を介す手続で実現されており、登録者・指定事業者の手続の誤りや、登録者と指定事業者の間の意思確認の誤りなどが発生することは否めない。

過大な救済措置は他の登録者への不利益となる危険性があるが、合理的な範囲で柔軟な対応を行うことは必要である。特に、登録者・指定事業者からの要望も強い次の 2 つの手続については、手続上の過りを原因とした登録者の不利益を回避するためにも、導入することが妥当である。

1. JP ドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける。
2. JP ドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける。

1. については、特に汎用 JP ドメイン名において、新規登録手続を機械化している指定事業者も多い状況であり、登録者が手続を行う際にドメイン名の綴りを誤ってしまった際、誤りに気がついたときには既にドメイン名の登録は完了し、新規登録料の課金が発生しているという事例が多く発生している。このような場合にも、新規登録料を改めて負担することなく、正しいドメイン名の登録を行うことができるようにすることが必要である。

このような事例の救済のためにはドメイン名の綴りの誤りを訂正する手続も考えられるが、指定事業者にとっては、手続を一旦撤回し、改めて新規登録を行うこととする方が、エンドユーザとの契約の複雑化や業務負担の増加を抑えることができると考えられる。

また、新規登録ドメイン名の綴りの誤りだけでなく、登録者との誤解や意思確認上の誤りなどで、本来不要なドメイン名の登録を誤って行ってしまったこともあるため、新規登録されたドメイン名の登録撤回という手続が必要である。

登録撤回されたドメイン名については、登録を廃止したドメイン名とその扱いを同一とすることが望ましい。当事者以外からは、登録状態でなくなったドメイン名がどのような状態を経ていつから再登録可能となるかが Whois で確認

できることが重要であり、登録撤回されたドメイン名に対して再登録を希望するユーザに対して通常の廃止ドメイン名と同様に一時凍結期間を設け、Whois でいつから再登録が可能となるかを公開すべきである。

2. については、特に登録更新の際に、登録者と指定事業者の間での登録継続の意思確認上の誤りから、本来登録継続すべきドメイン名が登録更新されずに廃止される、という事例が多く発生している。運用されていたドメイン名の廃止は、それによって提供されていたサービスの中断など影響が大きい。また、一旦廃止されたドメイン名は一時凍結期間の間は再登録することができないため運用を再開することができず、再登録の際も他の登録希望者と同一条件の下での先願登録となるため、元の登録者が再登録できるとは限らない。これらの影響を考えれば、誤って廃止されたドメイン名については、その登録を回復する手続を設けることが必要である。

以上、これら 2 つの手続導入に関しては、規定を明確にして公開し、公平な適用を行うことが必要である。

これらの手続の導入が、手続を利用しない登録者・指定事業者への負担増加とならないよう配慮することも必要であり、受益者負担として手続への課金も検討すべきである。

また、救済を目的とした手続が悪用されることを防ぐ措置を検討することが必要であり、この点からも手続に対して合理的な範囲での課金の検討を行うべきである。さらに、手続を受け付ける期間についても、本来誤りを発生させた登録者もしくは指定事業者の一定の責任の考慮も含め、短くしておくことが適当である。

悪用の防止のため、手続にあたって登録者・指定事業者から手続適用の理由提出を求めることについては、悪用防止のための仕組みを検討したうえで大きなリスクを防ぐことができるのであれば、契約上の定めに従った利用者の自己責任に帰することとし、利用側・提供側双方の負担を減らすべきである。

登録撤回、登録回復のいずれの手続も、同様の救済を目的とした手続が他 TLD で存在する事例がある。手続の実装の際には、これらの手続を事例として参考にし、検討を行うべきである。